

特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター 人形劇に関する功労者等への顕彰・慶弔についての細則

第1章 日本ウニマ名誉会員

- 第1条 定款第6条(3)に基づき、会員の中から、特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター名誉会員を選出することができる。
- 第2条 特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター名誉会員は、長年にわたり国際的人形劇活動ならびに人形劇芸術の発展に、著しく功労のあった者を選出する。
- 第3条 名誉会員の推薦は理事会が行い、総会の承認を必要とする。
- 第4条 特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター名誉会員は、選出されたその会計年度から会費納入の義務を免除される。
- 第5条 1994年度以前に選出された、日本国籍を持ち国際ウニマ名誉会員は、すべて特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター名誉会員と認める。

第2章 国際ウニマ名誉会員

- 第6条 特定非営利活動法人国際人形劇連盟日本センター名誉会員の中から、国際ウニマ総会に、国際ウニマ名誉会員を推薦することができる。
- 第7条 国際ウニマ名誉会員には、長年にわたり、国際的人形劇活動ならびに人形劇芸術の発展に著しく功労のあった者を推薦する。
- 第8条 国際ウニマ名誉会員の推薦は理事会が行い、総会の承認を必要とする。

第3章 慶弔

- 第9条 会員本人の葬儀の場合、弔電、生花のみとする。
- 第10条 香典は、理事会の定めるところとし、三役の判断に基づく。
- 第11条 関係者の場合、理事会三役の定めるところとする。

【附則】

1. この細則は、2015年5月23日より実施する。